

# 「スマホでビジネスフォン通信提供サービス」 利用会員規約

2015年12月1日施行  
2019年7月10日改定

## 1.規約の適用範囲

本規約は、一般社団法人地域創業公益支援機構(以下「機構」という)が提供する「スマホでビジネスフォン通信提供サービス」(以下「本サービス」という)及び本サービス利用会員(以下「会員」という)に関する一切について適用されるものとする。

## 2.本サービスの利用対象者

- (1) 起業家、SOHO事業者、その他地域や社会に役立つ事業をしている法人、団体または個人
- (2) 地域活動、ボランティア活動など、公益に寄与する活動をしている法人、団体または個人
- (3) その他、機構が認める事業や活動をしている法人、団体または個人

## 3.会員の入会・退会

1 会員は、入会にあたり「(別紙2)本サービス会員入会届」及び本項IIIの所定の書類を提出し、機構の所定審査を通過した後、所定の料金を機構に支払うことで入会することができる。機構は、会員に下記4つのプランのサービスを提供する。超過料金については「(別紙1)料金表」によるものとする。

- (1) フルプラン  
フルプラン会員は本サービスからの発信、着信が無制限のプランとする。
- (2) スタンダードプラン  
スタンダードプラン会員は本サービスからの発信、着信が合計50時間以下のプランとする。超過の場合、機構は会員に「(別紙1)料金表」に記載の超過料金を請求するものとする。
- (3) ライトプラン  
ライトプランは、本サービスからの発信、着信が合計5時間以下のプランとする。超過の場合、機構は会員に「(別紙1)料金表」に記載の超過料金を請求するものとする。
- (4) FAXプラン  
FAX回線等に送られてきた用紙データを1ヶ月あたり100枚まで定額で受け取ることのできるプランとする。FAX発信料金については「(別紙1)料金表」に記載する

ものとする。100枚を超過した場合、「(別紙1)料金表」に記載の超過料金を請求するものとする。

II 会員の入会にあたっては、機構は独自審査を経たうえで入会を承認するものとする。審査は営業日かつ営業時間内の場合、最短で6時間以上かかるものとする。また、本サービスのみの利用の場合、機構が指定する決済サービスの審査も受けるものとする。結果は可否だけを通知し、その他の審査結果に関する問い合わせには回答しないものとする。また、入会申込者が満20歳未満で、保護者、後見人、または法定代理人等の同意及び承認を得ていない場合には入会を承認しない場合もある。

III 入会希望者は、「(別紙2)入会及びサービス利用申込書」に必要事項を記入し、署名捺印のうえ、その他必要書類(下記)を添付のうえ、機構へ持参、郵送などにより提出するものとする。

(1) 個人の場合

顔写真付きの公的身分証明書のコピー(パスポート、住基カード、運転免許証、各種公的免許証等)

※顔写真付きの公的身分証明書がいずれも無い場合は住民票原本

(2) 法人の場合

登記事項全部証明書(発行日から3ヶ月以内のもの)、代表者の顔写真付きの公的身分証明書のコピー(パスポート、住基カード、運転免許証、各種公的免許証等)

※顔写真付きの公的身分証明書がいずれも無い場合は代表者の住民票原本

(3) 共通事項

- ・会社概要(事業概要)、ホームページのURL、パンフレットなど、事業内容のわかるもの

- ・複数名で利用する場合、全利用者の顔写真付きの公的身分証明書(上記に同じ)

※運転免許証は裏面に住所変更記載がある場合は、裏面のコピーも提出。

IV 会員のサービス利用期間は入会后最低1ヶ月、以後1ヶ月単位とし、特に申し出のない限り、毎月自動更新するものとする。ただし、会員が退会を申し出た場合、会員から支払いのない場合、機構が本サービスの提供を不相当と判断した場合はこの限りではない。また、トライアル期間中にキャンセルを申し出た場合かつ通話料が200円以下の場合は、機構は一切の請求をしないものとする。

V 退会時は、最終利用予定日の属する月の前月10日までに、機構に対し、「退会届」(別紙5)を提出するか、または登録のメールアドレスから会員退会の旨を電子メールで送り、退会を申し出るものとする。なお、退会された会員の利用電話番号は、機構が当該会員の承諾を得ることなく任意に処分できるものとし、これに起因するいかなる損害の責も負わないものとする。なお、会員の事業所などへの固定電

話番号の移管は、限られたNTT管区内のみ可能とし、別途手数料が発生するものとする。将来的に事業所などへの電話番号の移管は別途、機構と当該会員とで協議するものとする。

VI 会員は、会員として有する資格、権利を第三者に貸与、譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為をすることができないものとする。ただし、あらかじめ機構に複数名での利用を申し出て、受諾されている場合はこの限りではない。

VII 会員は、入会時の届出内容に変更が生じた場合は、速やかに「会員登録情報変更届」(別紙4)を機構へ提出するものとする。ただし、婚姻によらない姓の変更、買収・合併等による法人名、団体名の変更、起業・創業による個人名から法人名への変更に関しては、機構と当該会員の事前協議を経るものとする。また、変更内容によっては、会員の資格を取り消す場合もあるものとする。なお、変更の届出を怠り、そのため当該会員が不利益を被った場合、機構は一切その責任を負わないものとする。

VIII 会員が以下の一つまたは複数に該当すると認められた場合、機構は当該会員の資格、権利の一時停止または除名することができるものとする。

- (1) 本規約、その他機構の定めるルールに違反した場合
- (2) 利用料金が所定の期日までに支払われない場合
- (3) 機構の名誉、信用を毀損した場合
- (4) 公的捜査機関により該当電話番号に関する捜査問い合わせがあり法令違反が疑わしい場合
- (5) その他、会員として品位を損なう行為があったと機構が認める場合

IX 会員は、次の場合その資格を失い、退会するものとする。

- (1) 会員都合により、「退会届」(別紙5)を提出し、受理された場合
- (2) 本規約の定めにより除名された場合
- (3) 会員が死亡した場合
- (4) 仮差押、仮処分、差押、競売等の申し立てを受けたとき
- (5) 公租公課の滞納により督促を受け、または保全処分を受けたとき
- (6) 破産、和議開始、会社整理開始、民事再生手続開始の申し立てがあったとき
- (7) 支払い停止の状態に陥ったとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (8) 主務官公庁より営業停止または営業免許若しくは営業登録取消の処分を受けたとき
- (9) 暴力団若しくは極左・極右暴力集団或いは各種の違法団体の構成員またはこれらの支配下にある者、または風俗業を営む者と機構が判断したとき
- (10) 刑事事件の被告となり、その刑が確定したとき

## 4.本サービスの利用開始

機構の担当者及びサポート事業者は、会員の本サービスの利用開始にあたり、会員が所有するスマートフォンに機構の指定するアプリケーションのダウンロード及びインストール、電話番号の設定指示を対面、書面若しくは電話、電子メール等にて行うものとする。また、会員は設定が完了したことを機構に電話番号を通知して発信し、次に機構から着信を受けることで相互に確認する。設定は該当電話番号の発信、着信履歴をもって完了の証拠とする。この設定完了の相互確認を行う前に、機構が認める電話番号以外に発信を行なったことが判明した場合、設定内容を通知した日をサービスの利用開始日とみなし、トライアル期間は消滅する。

## 5.本サービスの仕組みと対象機種

本サービスは会員所有のスマートフォンのデータパケットと、機構所有の機器、NTTひかり電話を使用したサービスであり、「(別紙6)対象機種、通信キャリア」にて一定の動作を保証するものとする。ただし、通話品質、回線状態の保証は一切しないものとする。また、会員の自己責任において、タブレット端末、データ専用サービス、格安スマホ通信キャリアなどを利用し、経費節減を行うことは可能とする。データパケットは発信、着信通話の合計時間で約70時間あたり1ギガバイトとなる。会員は所有のスマートフォンの通信キャリアの料金プランに十分に注意をして利用するものとし、機構は会員が使用する通信キャリアの規定パケット量オーバーによる速度制限、通信制限によるトラブル、損害について責任を一切負わないものとする。

## 6.料金・支払い方法

- I 本サービスの利用料金は、「(別紙1)サービス・料金一覧」に記載のとおりとする。
- II 月途中でのサービスの開始、停止の場合、料金は月額分が発生するものとする。また、前納分の料金は返金しないものとする。
- III 会員は、毎月末日までに翌月分の使用料金(前払い分)と前月分の通話使用料金(後払い分)を機構が指定する金融機関に振り込むものとする。ただし、振込手数料は会員が負担するものとする。
- IV 会員がプランを変更する場合は、利用開始までに該当するプランの料金を機構が指定する金融機関に振り込むものとする。ただし、振込手数料は会員が負担するものとする。
- V 入会申込者かつ機構が指定する業務を行なっている会員(テレアポ業務を主とする業態など)は、その通話額に応じたデポジットを、両者協議のうえ、利用開始までに、機構が指定する金融機関に振り込むものとする。ただし、振込手数料は申込者が負担するものとする。

- VI 機構は本項Vに記載の業務を行なっている会員が料金等の支払いを滞納した時は、デポジットから充当できるものとする。ただし、その時は会員は直ちに充当分のデポジットを補充するものとする。
- VII 機構は、会員の退会時に、会員の機構に対する金銭債務にデポジットを充当後、残金を退会日から2ヶ月以内に返金するものとする。
- VIII 機構の本サービスのみを利用する場合、機構が指定する決済サービスにて利用料金の支払いを行うものとする。
- IX VIIIに記載の決済サービスの審査に通過しない場合は、基本料金に相当する額1年分を初回の請求書にて入金することとする。

## 7.メンテナンス

機構は、本サービスの提供を可能にしている通信変換機器のメンテナンスを行うことがある。メンテナンスは事前に会員に通知のうえ、通常業務時間(9:00-17:00)以外に行うこととするが、緊急のメンテナンスの場合は、直前または事後の通知とする。通知方法は入会申込書記載のメールアドレスのほか、ホームページにて通知するものとする。なおメンテナンスによる固定電話番号の一時利用停止を会員はあらかじめ了承し、停止によるトラブル、損害については機構は一切の責を負わないものとする。

## 8.本サービスの利用方法

- I 会員は、会員の所有するスマートフォンから、「4.本サービスの利用開始」にて設定した、機構の指定するアプリケーションを利用し、電話番号を発信、着信し、通話及びFAXの送受信を行うことができる。
- II サービス対象期間と時間
- (1) 毎年1月1日から12月31日まで。その日の0:00-24:00。ただし、「7.メンテナンス」にある、機器メンテナンス中を除く。
- III 利用人数の追加
- (1) 会員は、オプション料金を支払うことにより、機構に必要書類を提出し承認を得た複数人で、本サービスの固定電話番号を利用することができる。

## 9.本サービスの禁止業態、禁止事項

- (1) 売春行為の取次、紹介、斡旋業
- (2) ストーカー行為、いたずら電話での利用
- (3) 機構または他の利用者に重大な悪影響、不利益をもたらす恐れがあると機構が認められた行為
- (4) 犯罪、違法行為、その他公序良俗に反する行為(5)その他機構が禁止する事項

## 10.その他

- I 損害賠償会員の責任により、機構または他の会員へ損害を与えた場合、機構は、損害、損失の相応額を当該会員に請求できるものとし、当該会員は遅滞なくこの請求に応じるものとする。
- II 免責事項
  - (1) 当サービスを利用した会員の行為による第三者からの苦情、損害賠償の要求等には、機構はその責を一切負わないものとする。
  - (2) 機構は、利用者の個人情報、プライバシー保護を負うものとするが、司法、行政当局からの問い合わせに対し、その内容に事件性があると判断した場合は、この限りではないものとする。
  - (3) 会員が行う、電話番号の公開については、すべて会員の責任で管理するものとする。
  - (4) 会員が利用した電話番号によるトラブル、及び営業行為等による第三者との争議、トラブルに関しては、機構は一切の責任を負わないものとする。
  - (5) 機構は、火災、地震、台風等の自然災害、その他機構の責に帰さない事由により会員が被った損害の賠償はしないものとする。
- III サービス、施設及び設備の変更・廃止機構は、災害、法律の改正撤廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した場合は、サービス、施設及び設備の一部または全部を変更若しくは廃止することができるものとする。
- IV 本規約の変更  
機構は、利用者の上承を得ることなく本規約を変更することができるものとする。
- V 守秘義務機構は、利用者より知り得た情報の取り扱いに関して、会員データ等の漏洩・外部流出等が内容に最善の注意・努力を払うものとする。
- VI 管轄裁判所機構が提供するサービスの利用に関して、機構と会員の間紛争が発生し、訴訟により解決する必要がある場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。